

令和5年度宿泊施設における「つや姫」「雪若丸」  
P R ・ 販 売 体 制 強 化 支 援 助 成 金 交 付 要 綱

(趣旨)

第1条 山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部（以下「推進本部」という。）は、県内宿泊施設における「つや姫」「雪若丸」のP R ・ 販 売 体 制 の 強 化 を 図 る ため、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金の交付を行う。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることのできる宿泊施設（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山形県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている者。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する施設（これに類するものを含む。）に該当しない者。
- (3) 次のいずれにも該当しない者。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(交付の対象)

第3条 この助成金の対象となる事業は、令和5年5月31日から令和6年3月31日までに実施する別表の事業とし、対象となる経費は、当該事業を実施するために必要な経費であって、別表に掲げるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する交付対象事業に要する経費の3分の2の額とし、上限額を1施設あたり200,000円とする。ただし、算出された額に100円未満

の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、交付申請書（様式第1号）を推進本部に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 交付申請を受けた推進本部は、申請内容を審査し適当と認めたときは、予算の範囲内で交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

なお、予算の範囲内で交付の決定を行うため、申請が多数の場合、不採択又は減額して採択となる場合がある。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた助成対象者は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は令和6年4月10日のいずれか早い日まで、実績報告書（様式第2号）に必要書類を添えて、推進本部に提出するものとする。

(助成金の交付)

第8条 推進本部は、前条による実績報告を審査し適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。助成金の額は、交付決定額と実績額のいずれか低い額とする。

(交付決定の取消し)

第9条 推進本部は、この要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、推進本部が別に定める。

別表（交付の対象）

事業区分	対象経費
「つや姫」「雪若丸」PR・販売体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・「つや姫」又は「雪若丸」の知識習得等のための研修に要する経費</li><li>・「つや姫」又は「雪若丸」の広報・PRに要する経費</li><li>・「つや姫」又は「雪若丸」の販売プロモーションに要する経費</li><li>・「つや姫」又は「雪若丸」をトライアル使用する際の米の購入経費と現在使用している米の購入経費との差額</li><li>・その他推進本部が必要と認める経費</li></ul>